

次の書類の送達に当たり、送達することが困難なため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び旭川市国民健康保険条例（昭和 34 年旭川市条例第 5 号）第 22 条において準用する旭川市税条例（昭和 43 年旭川市条例第 20 号）第 7 条の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 7 日

旭川市長 今 津 寛 介

- 1 書類通知年月日及び通知書番号
別紙のとおり
- 2 書類の交付場所
旭川市行財政改革部（問合せ先 税制課）
- 3 送達を受けるべき者
別紙のとおり
- 4 指定期限
令和 8 年 8 月 17 日

公示送達リスト

通知年月日	通知書番号	氏名	賦課年度	相当年度
令和7年12月22日	66015600	尾形 有美	令和7年度	令和7年度
令和8年6月22日	2004188500	濱名 虎汰郎	令和8年度	令和7年度
令和8年6月22日	64122100	中澤 肇	令和8年度	令和7年度
令和8年6月22日	2006865600	内海 留衣	令和8年度	令和7年度